

京都市公園駐車場における整備・管理運営事業者募集要項

都市公園法第5条第1項の規定による公園施設設置許可を受け、駐車場を整備・管理運営していただける事業者（以下「駐車場整備事業者」という。）を募集します。応募される場合は、必ずこの募集要項を確認し、各条件を御了承のうえ、お申し込みください。

1 対象物件

名称	所在地	面積	台数
宝が池公園狐坂駐車場	京都市左京区上高野流田町ほか	1,200 m ²	乗用車 35 台
伏見北堀公園駐車場	京都市伏見区桃山町大蔵ほか	750 m ²	乗用車 26 台
岡崎公園バス駐車場	京都市左京区岡崎西天王町ほか	1,850 m ²	大型バス 28 台

※ 各駐車場の位置図及び詳細は、別紙1のとおり

2 設置許可期間

令和4年8月1日（月）から令和9年7月31日（土）まで（最大5年間）

上記期間には、駐車機器の設置、撤去等に要する期間を含みます。駐車場の設置許可期間については、当初は令和5年7月31日までの1年間とし、同年8月1日以降の許可については、それまでの管理状況等を勘案したうえで支障がなければ、許可条件を変更しないことを前提に、1年ごとに最大4回、更新できることとします。

なお、宝が池公園狐坂駐車場については、公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合に、更新しない可能性があります。

3 年間使用料

下表に掲げる最低使用料を下限として、事業者が提案した額を年間使用料とします。また、設置許可が更新された場合の更新後の使用料は、更新前の使用料と同額とします。

名称	最低使用料（税込）
宝が池公園狐坂駐車場	6,336,000円
伏見北堀公園駐車場	2,248,575円
岡崎公園バス駐車場	9,768,000円

4 応募の資格

応募できる者は、法人その他の団体で、当該施設の管理運営を行ううえで、人的かつ財産的な管理能力を有し、かつ次に掲げる資格を有するものとします。

- (1) 駐車場の運営管理業務に10年以上の実績を有していること。
- (2) 全自動ゲート式駐車場又はパークロック式駐車場の運営管理業務に5年以上の実績を有していること。また、直近5年以内に、公営駐車場の運営管理契約において、当初契約期間内の中途解約をしていないこと。
- (3) 地方自治体が所管する駐車場の運営管理業務に3年以上の実績を有していること。
- (4) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない

者でないこと。

- (5) 代表者、役員又はその使用人が「刑法」第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (6) 団体又はその代表者が「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (7) 団体又はその代表者が、事業者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 団体又はその代表者が「京都市暴力団排除条例」第2条に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者でないことその他、契約の相手方としてふさわしくない者でないこと。
- (10) 本市の競争入札参加有資格者であること及び入札参加停止期間中でないこと。

5 駐車場に関する条件

(1) 開所日

年中無休

(2) 開所時間

24時間（岡崎公園バス駐車場にあっては、11時間以上（午前8時から午後7時までは開所））

(3) 駐車料金

駐車料金については、事業者において、現行料金や近隣の駐車料金相場等を勘案したうえで決定し、本市に報告してください（駐車料金を変更する場合も同様とします。）。

<参考1>現行料金

ア 宝が池公園狐坂駐車場及び伏見北堀公園駐車場

30分当たり100円（最大料金の設定あり）

イ 岡崎公園バス駐車場

(ア) 1日1回当たり2,600円

(イ) 1泊（午後4時から翌日午前9時まで）2,600円

<参考2>利用状況

名 称	令和元年度	令和2年度	令和3年度
宝が池公園狐坂駐車場	—	50,755	37,902
伏見北堀公園駐車場	27,290	23,870	19,370
岡崎公園バス駐車場	30,416	1,712	2,471

（単位：台）

(4) 駐車場の整備

(3 施設共通)

- ア 駐車設備，看板，車路，車室の整備・変更等を実施する場合は，事前に本市の承諾を得ること。
- イ 看板などの案内表示を利用者にわかりやすくすること。
- ウ 整備期間中も駐車場を利用できるようにするとともに，利用者や周辺住民の安全を確保すること。その際，必要に応じ，誘導員等を配置すること。
- エ 現在の駐車場整備事業者が設置した設備等を継続して使用することを希望する場合は，現在の事業者と別途協議を必要とする。
- オ 本市の景観施策，環境施策等の各種施策に基づいた整備を行うこと。

(宝が池公園狐坂駐車場・伏見北堀公園駐車場)

- カ 精算機には分かりやすい操作説明を掲示すること。
- キ 精算機は，クレジットカードに対応できる機種を設置すること。
- ク 管理機器はゲート式又はパークロック式とすること。ただし，宝が池公園狐坂駐車場についてはパークロック式とし，公園維持作業等の関係車両が駐車場から公園内に入出りできるようにすること。また，便益施設前は駐車禁止とし，施設の運営を妨げないように，施設管理者と協議すること。

(5) 駐車場の運営

(3 施設共通)

- ア 定期的に駐車場内の点検及び清掃を行い，常に良好な状態を維持すること。
- イ 利用者及び近隣住民等への対応は，全て事業者の責任で行うこと。
- ウ 利用者及び近隣住民等からの苦情や事故並びに機器故障等に関する通報を24時間体制で受け付ける連絡先（コールセンターの電話番号など）を現地に掲示すること。
- エ トラブル等が発生した場合に速やかに現地で対応できる体制を構築すること。
- オ 利用者等の個人情報適切に管理・保護するために必要な措置を講じること（個人情報管理責任者を定め，責任の所在を明確にすること。）。)
- カ 駐車場の運営に係る一切の責任は，事業者において負担すること。

(宝が池公園狐坂駐車場・伏見北堀公園駐車場)

- キ 駐車場の満空情報を利用者がインターネット及び携帯電話で照会できるシステムを整えること。
- ク 緊急時にはゲート及びパークロックの遠隔操作を行えるようにすること。

(岡崎公園バス駐車場)

- ケ 収容台数の駐車ができるよう，適切に運営すること（入出庫時間に応じた車室指定など）。

- コ バスが安全に入出庫できる人員体制を整えること。
- サ 周辺道路にバスが待機・駐車しないよう、利用者に注意喚起すること。
- シ 午前8時半から午後4時までの間の予約ができるよう、システムを整えること。
- ス 予約なしでも利用できるよう、一定台数を確保しておくこと。

(6) 利用状況の報告

駐車場の利用台数及び利用料金収入を、四半期ごとに本市に報告してください。
なお、報告内容は、次回以降の募集時の参考資料として使用する場合があります。

(7) その他

関係法令及び関係条例を遵守してください。

6 その他の条件

別紙2のとおり

7 質問の受付

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問書（様式1）に記入のうえ、電子メールにより「11 提出及び問合せ先」に提出してください。電話及び口頭による質問にはお答えできません。

(2) 質問受付期間

令和4年6月7日（火）から令和4年6月13日（月）午後5時まで

(3) 回答方法

令和4年6月20日（月）までに、みどり政策推進室のホームページに回答を掲載します。

8 応募手続

(1) 応募方法

提出期限までに、次の書類（原本1部及び副本3部）を「11 提出及び問合せ先」に持参してください。

ア 応募申込書（様式2）

イ 事業者概要（様式3）

ウ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書（3箇月以内に発行のもの）

エ 法人登記簿謄本又は登記事項全部証明書（3箇月以内に発行のもの）

オ 直近1年分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し

カ 直近1年分の国税及び地方税（京都市分）の納税証明書

- (国税) 法人税又は所得税と、消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書
(地方税) 京都市の法人市民税及び固定資産税の未納がないことの証明書
- キ 京都市暴力団排除条例に基づく誓約書(様式4)
- ク 整備等工事関連書類
- (ア) 整備等図面
 - (イ) 設置機器の仕様が分かる資料
 - (ウ) 工事計画書(工事内容、スケジュール等が分かるもの)
 - (エ) 工事体制図(責任者、実施体制、市民対応・トラブル対応体制等が分かるもの)
- ケ 管理体制図(責任者、実施体制、市民対応・トラブル対応体制等が分かるもの)
- コ 料金体系

- ※1 上記書類のほか、必要に応じて書類の提出を求めています。
- ※2 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ※3 提出された書類は、今回の選考以外には使用しません。
- ※4 応募に要する費用は、応募者の負担とします。

(2) 応募期間

令和4年6月21日(火)から令和4年6月27日(月)午後5時まで

- ※1 提出書類の確認を行いますので、事前に電話連絡のうえ来庁してください。
- ※2 所定期間内に全ての書類の提出が完了しなかった場合は、応募を辞退されたものとみなします。

9 駐車場整備事業者の選定

(1) 選定方法

応募のあった者(次の失格要件に該当する者を除きます。)のうち、最高額の使用料を提案したものを駐車場整備事業者として選定します。

なお、最高額の使用料を提案した者が2者あった場合は、両者の実績や管理体制等を総合的に勘案のうえ、本市が決定します。

(失格要件)

- ア 応募者の資格要件を満たしていないと本市が判断した場合
- イ 本事業を遂行するのに十分な実績又は資力が無いと本市が判断した場合
- ウ 応募書類に虚偽の記載があることが判明した場合
- エ その他不正行為があったと認められる場合

(2) 選定結果の通知

選定結果については、令和4年7月5日(火)までに、応募者全員に電子メールにより通知するとともに、みどり政策推進室のホームページにおいて、決定した駐車場整備事業者名、提案使用料及び公募参加事業者名を公表します。

10 選定後の手続等

(1) 設置許可手続

駐車場整備事業者には、令和4年7月12日（火）までに、都市公園法第5条第1項の規定に基づく公園施設設置許可申請書（様式5）を、各みどり管理事務所に提出していただきます。

(2) 使用料の納入

本市が発行する納入通知書により、本市が指定する期日までに、使用料を納入してください。

(3) 選定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、駐車場整備事業者としての決定を取り消します。

ア 事業者が、4に定める資格要件に適合しなくなった場合

イ 正当な理由なく、10(1)に定める期日までに設置許可手続を取らない場合

ウ 正当な理由なく、10(2)に定める期日までに使用料を納入しない場合

エ 社会的信用の失墜等により、駐車場整備事業者として相応しくないと本市が判断した場合

11 提出及び問合せ先

京都市建設局みどり政策推進室（担当：長谷川，小林）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所分庁舎3階

電話：075-222-4114 FAX：075-212-8704

メール：ryokusei@city.kyoto.lg.jp

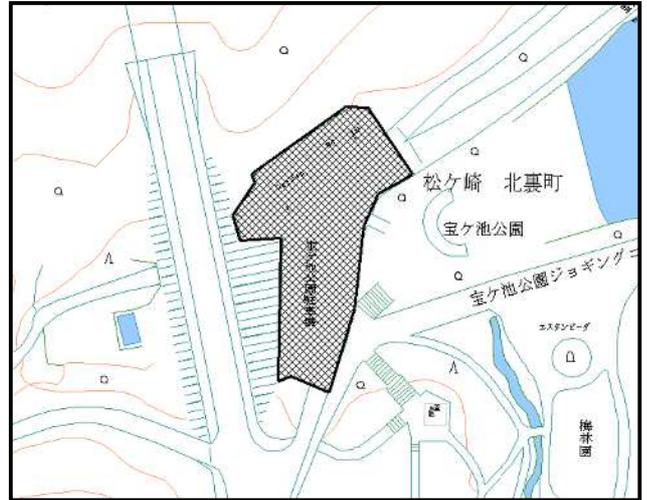
京都市公園駐車場の位置図及び現況図面

各駐車場の位置図

● 宝が池公園狐坂駐車場



詳細地図



● 伏見北堀公園駐車場



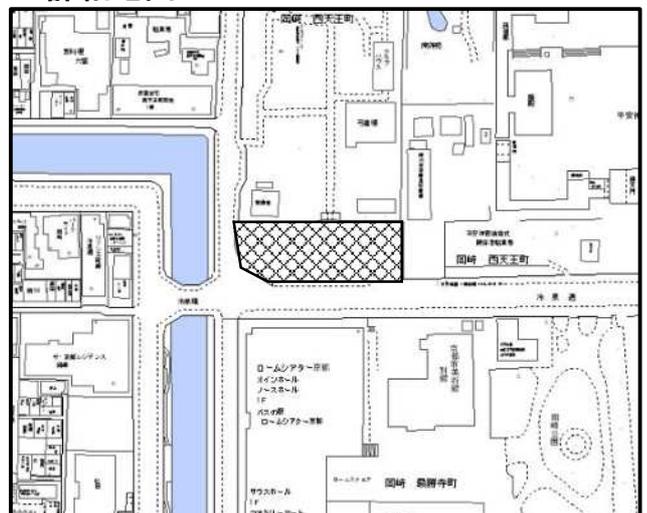
詳細地図



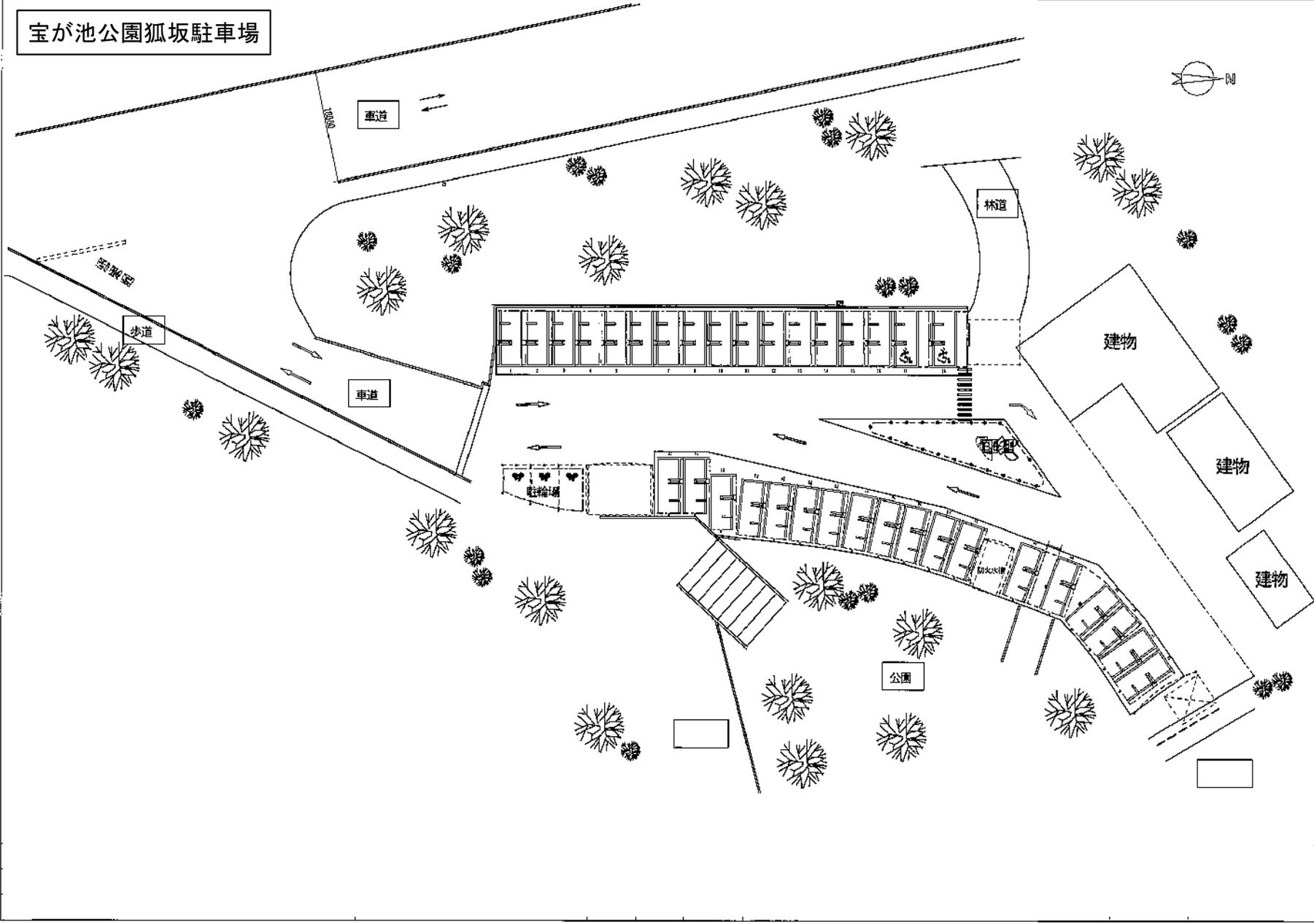
● 岡崎公園バス駐車場



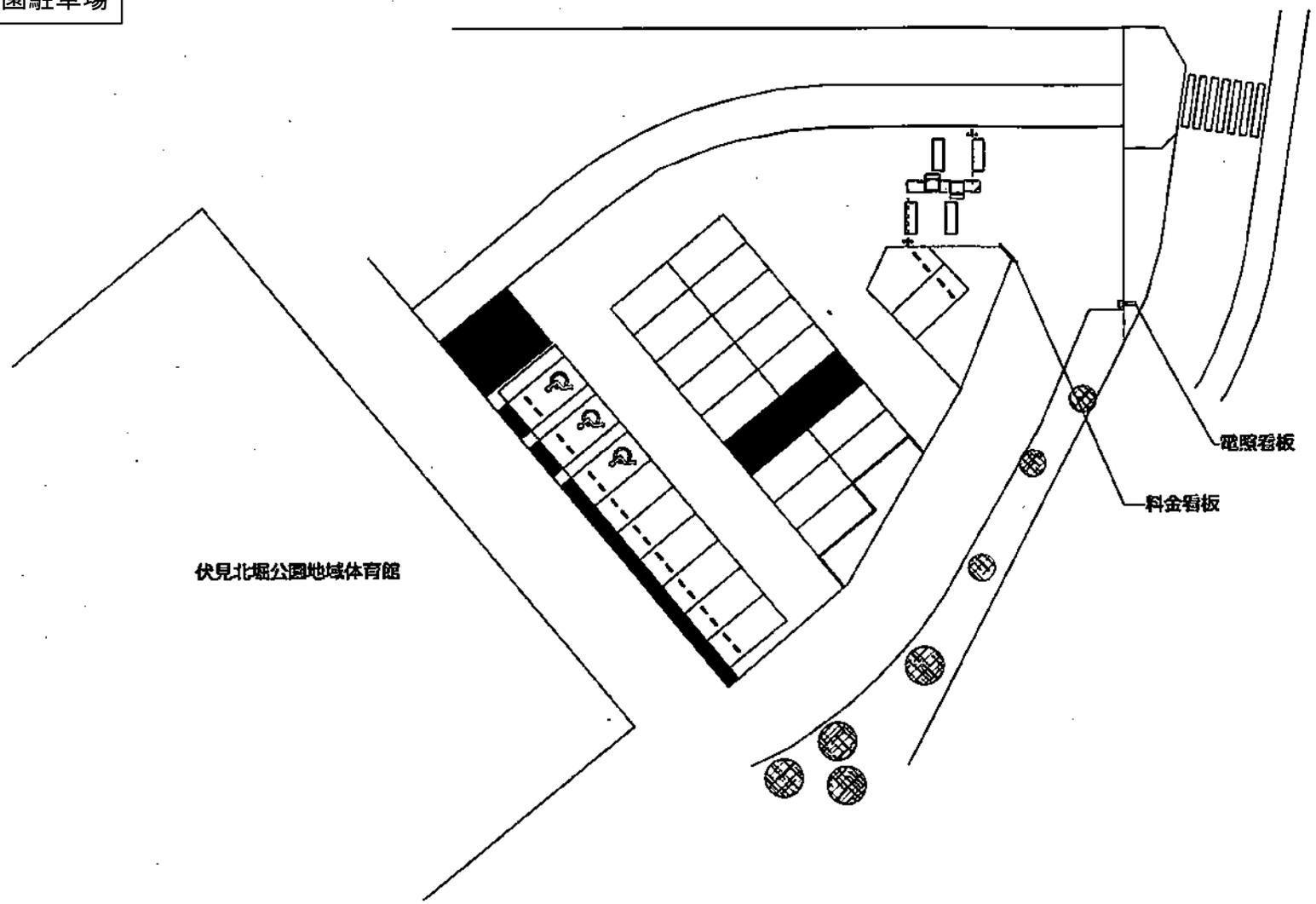
詳細地図



宝が池公園狐坂駐車場



伏見北堀公園駐車場

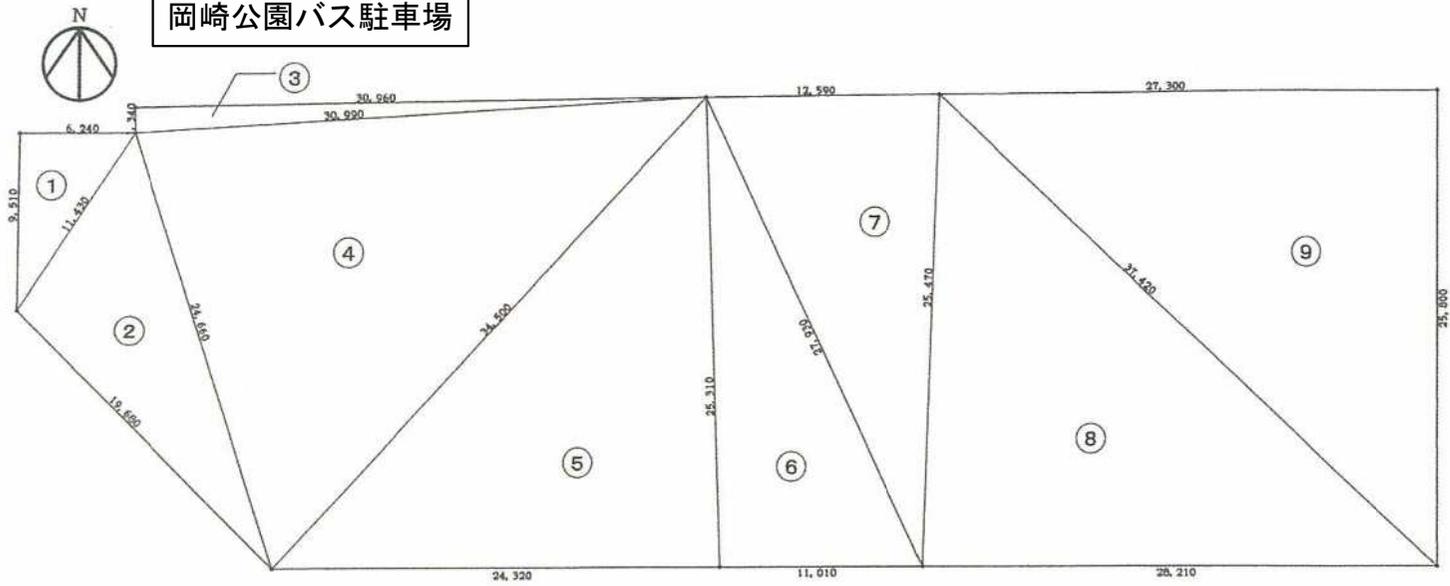


伏見北堀公園地域体育館

電照看板

料金看板

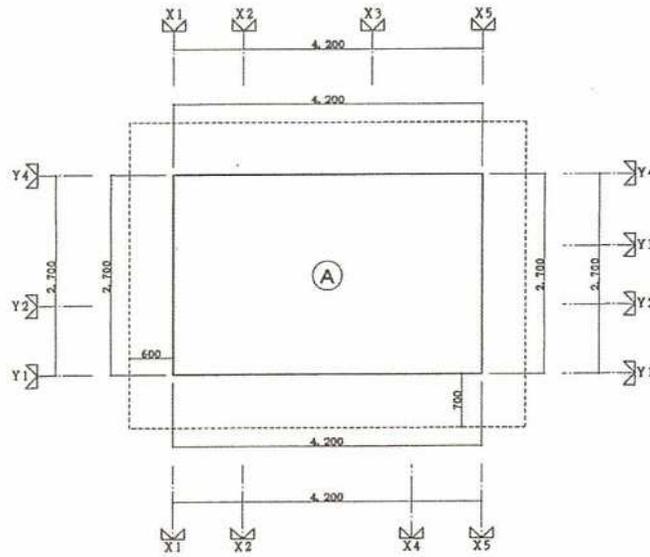
岡崎公園バス駐車場



□ 敷地面積 算定表

記号	辺 A	辺 B	辺 C	面積
①	6.24	11.43	9.51	29.67
②	11.43	24.66	19.68	110.19
③	30.96	30.99	1.34	20.74
④	30.99	34.50	24.66	370.22
⑤	24.32	34.50	25.31	307.59
⑥	25.31	27.93	11.01	139.26
⑦	25.47	27.93	12.59	160.19
⑧	25.47	37.42	28.21	359.08
⑨	25.80	37.42	27.30	352.16
合計				1,849.10
敷地面積				1,849.10㎡

敷地求積図 S: 1/200



■ 建築面積・床面積 算定表

Ⓐ	4.200 × 2.700 =	11.340
建築面積・床面積 =		11.34㎡

建築面積・床面積求積図 S: 1/50

1 設置許可の取消し

次の事項に該当するときは、この設置許可を取り消すことがある。

- (1) 本市において、公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (2) 事業者がこの許可条件に違反したとき。
- (3) 事業者が使用料の納付を怠ったとき。
- (4) 事業者の役員等が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であることが判明したとき。
- (5) その他事業者が法令の規定に違反したとき。

2 使用料の改定

設置許可期間中であっても、経済情勢の変動、関係法令の改廃その他の事情の変更に
より使用料の改定をすることがある。

3 使用料の還付

既納の使用料は、還付しない。ただし、1(1)によりこの設置許可を取り消した場合は、その全部又は一部を還付することがある。

4 延滞金

使用料が納付期限までに納付されず、本市がその使用料の納入について督促をしたときは、延滞金を納付しなければならない。

5 転貸等の禁止

事業者は、次の行為をしてはならない。ただし、本市の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 設置許可に基づく権利の譲渡、転貸等
- (2) 設置許可を受けた公園施設（以下「対象施設」という。）の形質の変更
- (3) 対象施設の使用目的の変更

6 届出事項

事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに書面により本市に届け出なければならない。

- (1) 事業者が氏名又は住所（法人その他の団体にあつては、名称又は事務所若しくは事業所の所在地）を変更したとき。
- (2) 事業者の地位について、相続又は合併等による包括承継その他の変動が生じたとき。

7 必要費等の補償

事業者は、対象施設に関し必要費又は有益費を支出した場合であっても、あらかじめ本市が承認した場合を除いては、その補償を請求することができない。

8 滅失又は損傷の届出等

事業者は、対象施設が滅失し、又は損傷したときは、直ちに書面により本市に届け出なければならない。この場合において、事業者の責めに帰すべき事由により対象施設が滅失し、又は損傷したときは、本市の指示に従い、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

9 損害賠償

事業者が、その責めに帰すべき事由によりこの設置許可を取り消されたときは、これ

により本市に生じた損害を賠償しなければならない。

10 原状回復義務

事業者は、設置許可期間が満了したときは当該期間の満了の日までに、設置許可が取り消されたときは本市が指定する日までに、自己の費用で対象施設を原状に回復しなければならない。ただし、本市が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

11 善管注意義務

事業者は、対象施設を善良な管理者としての注意をもって管理しなければならない。

12 調査協力の義務

本市は、対象施設について随時その状況を実地に調査することができるとともに、事業者は、これに協力しなければならない。

13 設置許可期間の更新

事業者は、設置許可期間の満了後引き続き対象施設を設置又は管理しようとするときは、許可期間満了の日の20日前までに、継続許可申請書を本市に提出しなければならない。更新を希望しない場合は6箇月前までに申し入れること。